

平成27年度 第3回習志野市障がい者地域共生協議会会議録

日時 平成27年11月27日(金)
午後2時00分から4時05分
場所 サンロード6階 大会議室

出席者 委員21名 事務局7名
(委員)

福田弘子、渡辺恵美子、松井秀明、豊嶋美枝子、森田美恵子、奥井菜摘子、中神茂樹、大坪美智江、石井英寿、松尾公平、武井剛、平和広、内海明雄、梅田和男、畠山潤、八田福子、古田修一、内山澄子、館澤眞木子、米山馨、北田順一（敬称略）

(事務局)

鶴岡拓人（障がい福祉課企画係係長）、荒井直樹（同主査）、岡田千佳（同主任主事）、浅倉真紀子（同主任主事）、平川惇（同主事）、林由香里（同主事）、相田千尋（同ひきこもりコーディネーター）

欠席者 委員9名

喜田敬子、相原由美子、八尋信一、高橋大悟、野手利浩、白田昌弘、窪田正樹、武石厚司、岩田寛、（敬称略）

1. 開式の言葉

（松尾会長）

本日は、喜田委員、相原委員、八尋委員、高橋委員、野手委員、白田委員、窪田委員、武石委員、岩田委員より欠席のご連絡を頂いている。また、館澤委員より遅刻の連絡を頂いている。なお、出席は過半数を超えているのでこの会は成立となる。始めに事務局より資料の確認をお願いしたい。

～事務局による資料の説明～

（松尾会長）

本日は傍聴人が3名いるが予め承認をしているので入室して頂いている。

2. ひきこもりサポーター派遣事業について

（松尾会長）

それでは、議題1のひきこもりサポーター派遣事業について説明頂く。平成27年4月1日より障がい福祉課にてひきこもりサポーター派遣事業を行っている。開始から約半年が経過したところであるが、事業の説明を担当職員の荒井氏、実績の報告を相田氏よりお願いしたい。

（荒井主査）

事業の概要について説明させて頂く。平成27年4月よりひきこもりの社会問題化を受けてひきこもりサポーター派遣事業に取り組みをしてきた。担当は精神ケースワーカーの荒井と石井の2名とコーディネーターの相田の3名である。ひきこもりについての事業は各市町村で行っているが、習志野市の特色としては、ピアサポーターの派遣事業を行っていることである。事業所の「かりん」にて、自らも障がいを抱えている4名の方に予めピアサポーターに登録頂き、派遣をしている。ひきこもり当事者や家族などからの相談等の支援及び当事者の家庭を訪問し、自立の推進、当事者及び家族などの福祉の増進を図ることを目的としている。対象者は、習志野市に居住し、概ね6か月以上家庭に留まり、他者と関わりのない18歳以上65歳未満の者である。買い物等に出かけるこ

とが出来ても、他者との関わりがなければ対象者としている。これはあくまで目安であり、当てはまらなくても電話等で対応などを行っている。

事業の流れとしては、本人や家族等からの相談、連絡を受けるところから始まる。この事業のチラシは各部局へ配布しているので、関係者や家族の方、本人から相談がある状況である。連絡を受けた後、コーディネーターが本人や家族に会い、対話、アセスメント、情報提供などの働きかけを行う。何回かアプローチをかける中でピアサポーターの派遣について、説明や提案をさせてもらい、本人が希望した場合に申請書にサインをもらう。本人の情報をピアサポーター派遣事業所へ提供しなければならないため、同時に同意を頂く。その後、コーディネーターがピアサポーター派遣事業所「かりん」へ連絡し、コーディネーターからの情報を基に「かりん」側で担当ピアサポーターを選出する。派遣前に「かりん」の職員、担当ピアサポーター、コーディネーターで担当者に関する情報共有、支援方向の確認等の打ち合わせを行う。派遣は、基本的に1回目はピアサポーターとコーディネーターで訪問し雑談やレクリエーション等の働きかけを行う。2回目は状況に応じてピアサポーター1名で訪問する場合もある。訪問内容はピアサポーターが報告書に記入して市に提出し、訪問回数によって委託費を「かりん」に支払う形となる。

コーディネーターが動くことが多いが、利用者の中には精神障がいをお持ちの方などいるため、コーディネーターと精神担当ケースワーカーで意見交換や、訪問へケースワーカーが同行する等を行っている。「かりん」との連携に関しては、当初は定期的に会議を開催予定だったが、派遣実績が1名であるため、定期的な開催に至っていない。今後、ケースの増加に伴い、定期的な会議を検討していきたい。派遣実績が1名というのは比較対象がいないので多いか少ないか何とも言えないが、もう少し多くなるように検討を進めていきたい。それでは相田に事業の実績について発表させて頂く。

(相田コーディネーター)

相談状況について説明させて頂く。4月から10月までの7か月間で相談者数は14名である。

ひきこもり本人の状況では、性別は男性が13名、女性が1名であり、年齢は20代が3名いるが、残りの方は30代、40代が中心である。生活形態は家族と同居している方が多いが単身生活も5名いる。精神的な疾患の診断を受けている方については統合失調病やうつ病、強迫性障がい、不安障がい、発達障がいなど様々だが受診歴が無いという方も4名いる。ひきこもりの年数については、2～3年の方が7名と一番多いが、10年以上の方も4名であり、少なくないという印象を受けている。社会資源の利用については、約半数の方が医療機関に通院をされている。

次に相談の相談者については、最初はほぼ家族からであるが、現時点で本人と会えているのは8名である。主な相談形態として、本人と会えている場合には私が訪問をしている形が多い。相談経路については、事業のチラシをみて家族から電話を頂くことが多い。

14件の事例について、傾向が同じような事例についてまとめて話をさせて頂く。併せて相談上の課題も話していく。1つ目は、本人が現状を変えたいと望みながらも不安で動けないという事例が3件あった。ひきこもりの方と接していると対人面や将来のことなど、様々な不安を感じている方がとても多いが、この3名の方はその中でも不安が全面に出ていて、こちらが提案をしても不安で一歩が出ないという方々である。不安の軽減を図るためにどのようなアプローチをかけていけば良いのか悩んでいるところである。自信が無いと感じるので、肯定的な関わりを意識して対応していきたいと思う。2つ目は本人の話から人との交流を望んでいるようには感じるが、どこかに所属や通っていることはないという事例の3件である。このような方にはピアサポーターの派遣が合っているのではと思っており、実際に1名についてはピアサポーターの派遣につながっている。1名についてもピアサポーターの派遣を検討している。もう1名については、ピアサポーターの派遣の利用まで話はつながっていたが、申請書の「ひきこもり」という文字を見て「自分はひきこもりではない」と拒否感を示され、支援につなげることが出来なかった。申請書について、本人が見たときにどのように感じるのか、想像が足りなかったと反省するところであった。当事者交流会についても提案を検討している。3つ目は離転職を繰り返し、結果的に在宅になっている、背景に障がいがあると思われる事例の2件である。2件とも親の話を聞いていると、知的な能力は高いけども発達障がいと思われるという印象を受けている。2名とも今後の生活についての不安というのは家庭内で口にしない。親は困っているが本人は表面的には困り感が感じられないので、事業についての話等を切出しにくい。1名は親にきつく当たるということもあり、親が本人と解け合って支援の話をするに至っていないという事例である。本人と向き合わなければならない家族の不安をどのよう

に支えていくかが課題となる。4つ目はうつ病により安定した就職が出来なくて結果的に在宅になっている2件であり、ひきこもりになっているというよりは就職が難しいため在宅になっているという事例である。5つ目はひきこもりの期間が10年以上と長く、第三者との関わりが必要だと思われるが、家族との連絡が1回で途絶えてしまうという2件である。6つ目は家族が本人と音信不通の事例で、一人暮らしの本人と音信不通なためどの程度ひきこもっているかわからないが、家族が訪問すればドアポストがきれいになっているので生活はしているようだが、元気かどうかもわからないという状況である。支援を押しついたり引いたりしながら本人の連絡を待っている状態である。最後が大学進学を希望している事例であるが、本人も若く、思春期ということで診断も確定おらず、本人も障がいというレッテルを張られたくないと感じている。他にも診断をしていなかったり、障がい名がついていなかったりするので、そのような場合にひきこもりの支援をしている民間施設の利用が考えられるが、その機関の情報が不足しているので情報を集めている。今後、そのような機関の情報収集や連携などが課題と感じている。以上。

(松尾会長)

何か質問等あるか。

(渡辺委員)

色々な事例を話して頂いた中で、不登校やひきこもりでの民間機関との連携といった話があったが、逆にそのような機関が少ないので他の事業所が請け負っているという現状があるので、我々としては、このような事業はつなげるだけでなく一緒に関わっていくようにしていく方が良いと思うがいかがか。

(相田コーディネーター)

それは既存の機関ということか。

(渡辺委員)

例えば、相談があった時に既存の機関につなげるというのも良いと思うが、つながらなくて困っていた事例も多いと思う。そのような場合につなげる努力だけではなく、つながらない場合に一緒に具体策を練って頂けるのか。

(相田コーディネーター)

継続した訪問の中で行っていきたいがマンパワーが足りない部分もあるので、今後、関係機関と連携しなければいけないと思っている。

(内山委員)

14名中1名しか派遣に至らないということで、研修が多く、支出が多いが収入がないという痛い事業となっている。様子を見ていて思うが、ひきこもりサポーターを派遣するためにこの事業は始まっているのだが、ひきこもっている人をどうコーディネーターしてくかの選択肢の一つがひきこもりサポーターの派遣なので、派遣が前提ではないということを感じている。研修も行き、準備万端の状態で待機しているので少し実績が少ないので正直不安である。

(福田副会長)

ピアサポーターへの報酬はいくらなのか。

(荒井主査)

1回あたり6,620円である。

(福田副会長)

ピアサポーターが待機しているというところで、他の地域移行などの事業にも派遣して頂けること等はできるのか。折角なので、是非他の事業にも生かせると良いと思う。

次に、ひきこもりの方は本人からの連絡はほとんど無いと思うが、家族の支援はどうしているのか。また、契約はどのようにしているのか。

(荒井主査)

家族との契約は行っていない。あくまでピアサポーターの派遣を行う時のみ本人と契約を交わすことにしている。経過などは記録として残している。

(福田副会長)

家族との連絡の段階で関係機関との連携はとらないということで良いか。家族へのサポートの中で、医療機関への情報提供依頼などは行わないのか。その際の個人情報保護はどうしているのか。

(荒井主査)

口頭で行っている。

(福田副会長)

家族へのサポートは考えていないのか。

(荒井主査)

ご本人に会うことが出来ず、家族しか会えないこともある。まずは家族へのサポートが大切と考えている。十分に行えてはいないかもしれないが、今後も本人のサポートをする中で家族に対してもサポートを行っていきたいと思う。

(福田副会長)

個人情報を取り扱う中で書面上の了承は得ていないということで良いか。

(荒井主査)

現在のところではピアサポーターの派遣の部分のみとなっている。

(福田副会長)

主要なところはピアサポーター派遣だと思うが、現状ではひきこもりに対して困っている家族への支援になっているということよろしいか。

(相田コーディネーター)

その通りである。事業名はサポーター派遣事業となっているが、最初に家族から相談があった際に、いきなりサポーターの派遣の話にはならないので現状困っていることや家族の気持ちを聞くことから始めている。本人と会えるかが一つの大きな壁になっており、本人と話ができるようになってからピアサポーターの話を切出す形となっている。

(福田副会長)

民間企業の立場から言わせてもらおうと、個人情報の使用については家族にどのように使用するか説明し、納得を頂いたうえで使用している状態である。個人情報の取扱いについて、もう一度検討して頂けるとこちら側も依頼しやすくなると思う。

(荒井主査)

検討させて頂く。

(渡辺委員)

個人情報の問題もあると思うが、本人につながるまで家族のサポートをしていくという取り組みをする中で、新しい事業や相談窓口が出来た際になりがちなのが、話は丁寧に聞くが時間だけが過ぎていき、具体的な提案が無いまま終わってしまうため、他の機関へ相談するという家族がいる。そのような中でも、家族と本人の関係が良くないために引きこもっているという場合もあると思う。家族の話だけで今後のことを決めるのか、難しい時は家族の了承を得て主治医と相談するなど、常に状況を知っているところに入るなど、家族や本人とつながることができない場合でも他の機関と連携するようできれば良いと思う。

(相田コーディネーター)

書面で個人情報の許可を頂いた方がこちら動きやすいと思うので検討していきたいと思う。

(古田委員)

具体的な相談の内容で家族と本人との意向でギャップはあったりするのか。家族の希望として、外に出て交流してもらいたい希望もあれば、就労してもらいたいという方もいると思うが、どのようになっているか教えて頂きたい。

(相田コーディネーター)

家族は在宅が続いていると福祉施設や就労まで行かなくてもどこかへ通ってほしいという希望が多い。本人については、情報提供は行っているがそこに関心をもたれる方は少ない。

(松尾会長)

定義として、ひきこもり期間が6か月以上とあるが、6か月未満の方への働きかけはどこになっているのか。

(相田コーディネーター)

現状として、14名の中には6か月未満の方もいる。

(荒井主査)

概ね6か月となっているが、幅広く受け入れたいとのことなので6か月に満たない方についても相談などを受けている。

(松尾会長)

ピアサポーター派遣事業というのは、それなりにニーズがあるからだと思っている。しかし、ピアサポーター派遣は1件というのはまだまだ事業を活用できていないという感想もある。今後もこの事業が必要となるように広報啓発をして有効に活用して頂きたいと思う。

3. 各部会より会議報告及び協議

(松尾会長)

各部会からの活動報告と協議事項について、お願いしたい。

【相談支援部会：福田部会長】

相談支援部会は、基幹相談支援センタープロジェクトについてコーディネートをする役割にほぼ時間を費やされている。その他に個別支援会議が2件あり、1件は日程調整までついでおり、残りの1件も今後日程調整をする予定である。皆様においても困っている事例があったら挙げて頂きたい。当初、12月を一つの区切りにしていただいていたと思うので、再度お願いをしたい。基幹相談支援センターのコーディネーターとして、各障がい者団体へヒアリングを行っている。2か所以外はヒアリングを終了している。研修会についても残り1回のみとなっている。また、10月26日に意見交換会を行った。以上。

(松尾会長)

基幹相談支援センターについては、意見交換会の中で各部会へ意見をお願いしているところであると思う。ご協力の程、よろしくお願いしたい。

【児童部会：松井部会長】

前回の全体会から大きく2つのことを検討し、実践した。1つ目は重症心身障害児が地域で暮らしていることの啓発として社会資源開発・改善部会と一緒に大久保ふくしまつりに参加した。2つ目は、福祉ふれあいまつりで大久保ふくしまつりと同様に重症心身障害児が地域で暮らしていることの啓発を行っている。同時に、放課後に利用している障害福祉サービス事業所の紹介も行った。実際には作品等を一緒に展示することで啓発として行っている。

また、現在、児童部会として個別支援計画について検討している。学校内においては教育支援計画、個別支援計画というものがあるので、部会内の委員でまずは情報共有をしているところである。個別支援計画は福祉サービス事業所では、本人に対して事業所内での対応を計画するものだが、学校現場の方では人生のライフステージにかかるような個別支援計画を意味しているようである。そのあたりの意味の違いについて部会内の委員で情報共有している。

もう一つ、ひまわり発達相談支援センターが作成している乳幼児個別指導計画というものがある。この計画は任意のため、保護者の方が希望した場合、本人に対してライフサポートファイルを作ることができる制度である。こちらの計画を福祉サービスで活用できないか検討している。新しく事業所を利用する時にライフサポートファイルを活用することで、聞き取る手間を減らしたりすることができると思われる。このようなものを相談支援事業所や保護者に周知することで、様々な手間等を省くことができるか検討している。

最後に、今年の5月に教育委員会で学校に対して相談支援事業所についてのチラシを配布した。来年度に部会で評価を行い、更に何ができるのか検討していきたい。以上。

【就労支援部会：武井部会長】

本日資料として配布している、ならたく Vol.8 を12月の頭に発行予定である。今回は9月末にゆいまーる習志野に協力いただき、介護福祉施設の中で働いている知的障がいのある20代の若者取材させて頂いた。八千代特別支援学校を卒業後、3年ほど、2名のパートと一緒に掃除やクリーニングをして働いている。

次に、10月27日に昨年度も実施した優先調達の推進を目的とした市役所職員を対象とした就労支援施設等による説明会をさせて頂いた。当日、習志野市及び近隣の11事業所に集まって頂き、それぞれの取り組みを発表するとともに、千葉県障害福祉課で工賃向上の取り組みをされている担当の方と障害者就業事業振興センターの方にお越し頂き、障がいのある人が働く中で、賃金が向上するとその方にどのような変化があるのか、お話頂いた。説明会后、早速障がい福祉課へ仕事の

照会が2件あったようで、市役所内の各部局でも仕事を通じた障がいへの理解が高まっていると感じた。当日参加した職員へはアンケートを配布しているので集計後、今後の検討を行っていききたい。

基幹相談支援センタープロジェクトから宿題をもらっているので「こうあってほしい習志野の将来像」について、12月と1月の部会で就労支援の観点から検討していききたい。

最後に、来年度に提言を挙げるために、地域課題の抽出を行い、習志野市という地域の中で取り組むべき施策や必要な地域資源、サービス等について検討していききたいと思う。以上。

(松尾会長)

何か質問等あるか。

(内山委員)

個人的に裏のコメントの武田さんに対して「武田さんにはさらに大きく成長してってもらいたいと思います」という部分は上から目線のような捉われてしまいそうだが大丈夫か。最終的な確認は、就労部会で終結しているのか、市で行っているのか。

(武井部会長)

基本的には部会の中で確認を行っている。部会には松尾会長もいるため、部会で承認頂いたものを市へ挙げている状況である。

(内山委員)

可能であれば協議会全体に事前に確認をするのはいかがか。

(武井部会長)

現在、タイトなスケジュールで組んでいるため、段取りを組みなおさないといけない。3回の部会をかけて作成するが、取材が入るため、実質1か月半で作成している状況である。そのプロセスをもう少し前倒しにしなければならない。もし、良い案があれば頂戴したい。

(松尾会長)

作成までのタイムスケジュールは調整可能なので、それぞれの障がい分野の方の目を通した方が良いと思う。掲載をする際に、登場される方については原稿について了承は得ているのか。

(武井部会長)

最終稿を作成前に2度ほどゆいまーるの職員、武田さん、武田さんのご家族には確認をしてもらっている。

(松尾会長)

今後、内容について検討していききたい。

先ほど武井部会長から報告のあった優先調達推進法の説明会だが、県職員の説明中に、習志野市は昨年度の実績は、千葉県内で依頼件数が1位ということであった。金額は市の規模等もあるので一概には言えないが、件数の多さというのは非常に大切だと思っている。できるだけ多くの箇所に発注してもらうことが共生社会の足掛けにもなると思うので、今後も件数に注目して頂ければと思う。

【権利擁護・広報啓発部会：畠山部会長】

部会の活動内容として、習志野市障害福祉サービスガイドマップの作成、ふれあいまつりの参加、地域共生協議会の啓発を目的としたチラシの作成、啓発講座を進めてきた。

障害福祉サービスガイドマップについては、各事業所に協力頂き作成が終了している。昨年度の反省点として、見開き部分のずれがあったが、今年度はチャレンジドオフィスへ作成を依頼し、きれいなものが出来上がっている。来年度については4月等に新たな事業所の開設があると思われるので、今年度と同時期に作成を考えている。

ふれあいまつりについては、委員の皆様や障害福祉サービス事業所の協力もあり、ブースの中に相談コーナーを設けることができ、無事に終了した。協議会として参加しているが、今後は他の障害福祉サービス事業所へも声掛けを行っていききたい。

地域共生協議会のチラシについては、障害福祉サービスガイドマップの表紙と似た形で作っている。どこかで見たという形で興味を持ってもらえれば良いと思っている。今後は啓発講座やまちづくり会議等を出していければ良いと思う。

啓発講座は開催日が12月6日(日)に市民会館で行う。内容について障がい福祉課職員より説明して頂く。

(荒井主査)

内容として一番のメインは「障害者差別解消法の意義と障害者権利条約」という題目で日本社会事業大学特任教授の佐藤久夫先生に講演をして頂くことである。東京都で何回か講演をされている方なので詳細に説明して頂けるかと思う。その後、当事者による体験発表を予定している。当初3障がい者3名を予定していたが、なかなか見つからず、最終的には身体障がいをお持ちの40代女性にお願いしている。右腕しか動かず、指文字を使ってコミュニケーションが取れるため、発表後、会場からの質疑応答にお応えして頂く予定である。その他、オープニングではむつみおもちゃ図書館の楽器の演奏があり、フィナーレでは、希望の虹ダンスチームによる発表を予定している。挨拶としては、初めに市長及び松尾会長、終わりに眞殿保健福祉部長にご挨拶頂く。

また、ロビーでは希望された事業所による展示や販売を行って頂く。更に、大学のボランティアが5名ほど参加頂けることになっている。

各部会の皆様でお手伝い頂ける方に来て頂きたいということと、当日ご参加頂ける方については、是非、ご家族やご友人もご一緒にご参加頂ければと思う。以上。

(畠山部会長)

当日、できれば各部会で1名ずつお手伝い頂きたい。

(福田副会長)

展示販売の事業所宛に頂いた文書では、展示販売の時間が9時45分から関係者の会場準備、11時に展示販売開始、12時半市民ホール会場となっていたが、11時の段階では何もないと思うが、その段階で出店するという事か。

(荒井主査)

12時半にホールが会場ということになっている。11時の段階で市民の方も入れるようにはなっている。

(福田副会長)

チラシは12時半に会場となっているのでこの前の時間からはやっているようには思えないのでは。

(松尾会長)

必ず足並みを揃えて準備をした方が良いのか。12時半の会場に合わせて出店できれば良いという解釈でよろしいか。

(荒井主査)

その時間は目安ということなので12時半に準備ができていれば構わない。

(松尾会長)

各部会の委員にもチラシは配布していると思うので是非周知にご協力いただき、一人でも多くの方が参加頂ければと思う。

【社会資源開発・改善部会：内山部会長】

10月24日に社協が主催の大久保ふくしまつりに参加させて頂いた。児童部会の方にも協力頂き、大変感謝している。大久保市民プラザの裏にある公園で、すべり台の横に机を置いてパネルに特別支援学校のバス停の位置や特別支援学校の様子、児童部会の重症心身障害児についてのパネルを置いた。今までと違うのは普通の一般の市民に会えたことである。市のイベントは大体同じ人と会うので、近所の方や保育所の方など、普段は接点のない方と交流することができた。社会福祉課から人権まもる君とあゆみちゃんのマスコットをもらい、それをこどもに配る間に親に対して説明を行った。もう一つの収穫として、日大のボランティア学生に出会えたことで、啓発講座にお願いすることができた。つながっていない社会資源につなげることができたのは大きな成果だと思っている。パネルを展示する中で、今回の場所以外の保護者も来ており、その地域の問題を話していた。

また、社協の太田氏より、来年習志野特別支援学校に入学する方で、保育園の時は7時に送ってから東京へ出勤していたが、バスの送迎が8時半になってしまい、東京での勤務ができなくなってしまったのでボランティアセンターで対応して頂けないかという相談があった。ボランティアセンターも毎日は厳しいので、市の方で移動支援の支給決定や学校で登校した場合に見てもらえるのかなど、新たな問題を発見することができた。

本日、交通安全推進隊の活動をしてきた。黄色い帽子と名札をして活動をしていると特別支援学校より前に登校していた普通学校の生徒や近所の方から挨拶をしてもらえた。最近、違法駐車が増

えてきたとのことだったので見てきたが、その日は特別支援学校のバス停の邪魔にはなっていないかった。今回感じたことは、この黄色い帽子を被ることで、安心感がでて挨拶をしてもらえるのではないということだった。追加加入が来年度できるので、協議会の委員のみではなく、地域の方にも入ってもらえるような隊にしたいと思う。是非、加入して頂きたい。

先程の移動支援の件は、通学や通所や通勤に関して原則使えないとのことだが、習志野市では特別な事情があれば特例として支給を出しているという話を伺っている。特例だと制度があることを知らずに諦めて転職や退職をしている保護者もいると思う。船橋市では特例でなく、制度として使えるようになってきているようなので、今後船橋市と習志野市の要綱を見比べたりして何か提案できることがあればしていきたいと思っている。

社会資源について、どのアンケートに目を通しても必要だと記入してあるものはその人にとって一番必要であり、こちら側で優先順位をつけることが難しいことに気が付いた。検討の結果、市の相談支援事業所とケースワーカーにサービスのアレンジをしていく中で必要だと思うものを3つ挙げて頂き、集計して市に提案をしたいと思う。

次に、習志野市はサービスを特例で支給しているのは移動支援だけではなく、他のサービスについても柔軟に支給決定をしているようなので、どのような特例の支給決定があるのか市のケースワーカーに調査をし、必要であれば市民がわかるような標記にしてもらおうなどの提案をしていきたいと考えている。

最後に、大久保ふくしまつりについて、来年についてもお誘いを頂けたので、それ以外でも一般の方が参加するイベントに入っていくような活動をしていきたいと思う。以上。

(松尾会長)

何か質問等あるか。

(森田委員)

今回、大久保ふくしまつりで利用者がもらった人権まもる君とあゆみちゃんがとても人気なので余っているようだったら頂きたい。重症心身障害児の方がとても気に入っていたので今後も配れる時があったら配ると良いと思う。

(内山部会長)

社会福祉課に聞いて、余っているようだったらお渡ししたい。

(福田副会長)

アンケートをかける時に移動支援など事業所が増えていかないとまかなえきれないと思う。単価の比較もして、どのように事業所を誘致して長い時間関わってくれる事業所を増やしていくのが大事だと思うので併せてお願いしたい。

4. 基幹相談支援センタープロジェクトについて

(松尾会長)

基幹相談支援センターの他市の設置状況について、渡辺委員より説明頂きたい。

(渡辺委員)

現在、基幹相談支援センターについての話し合いを進めているところではあるが、イメージが湧かないといった意見が多くある。習志野市らしさを考えるためにも、千葉県内にどれほどの基幹相談支援センターがあり、どのような運営をしているのか情報があつた方が良いと思い、本日時間を頂いている。

平成27年4月現在で、千葉県内では54市町村中17市町村が設置している。しかし、その内の香取圏域については1市3町が同じ場所へ委託をしているので、基幹相談支援センターの数自体は14カ所である。

14カ所の内、市が直営で行っているのは6カ所、委託で行っているのが8カ所である。市の直営といっても形は様々であり、障がいに関わる課が行っているところが多いが、市が中心となつてはいるが運営自体は市民の身近な場所にてサテライト形式で相談を受けている場所もある。基本的には市で相談を受けて専門的なことになると委託に任せるといのように、直営といっても地域と連携して、大々的ではないが民間に委託しているというのが多い。八千代市については、新しくできたが、生活困窮支援制度ができたタイミングで設置したため、生活困窮と障がいを合わせて、健康

福祉課というところに総合相談を設けている。八千代市は相談支援の委託が1カ所あるが、細かく連携をしていないのでどちらかというと市で全般を受ける形になっている。どちらにしても良い面と悪い面があると思うが、八千代市の場合は市で大きく行っているので今までの庁内での連携が難しいようである。鎌ヶ谷市はまだ設置していないが、習志野市と同様に平成29年度設置辺りを見込んで自立支援協議会が中心になって提言を作るよう動いている。

委託が県内に8カ所あるが、1市に大きな入所の施設を持っているような社会福祉法人がある場合はその法人に委託をしている傾向にあると思う。しかし、1カ所に委託すると専門性も偏ってくるなどの弊害が出る可能性があるため、地域性を考えて多くの人に関わって頂きたいと考えている市は自立支援協議会を中心に各事業所の意見を細かく聞いて、得意な分野をもっている事業所を集めて基幹相談支援センターとし、委託費をそれぞれ支払っている。この寄せ集めの方法をとると委託費は2,000万円から2,500万円となる。勤務体制は常勤が2～3人で事務や非常勤が付いて数人で運営をしているように思う。

中身についても様々なことがあると思うが、虐待防止センターについては委託している基幹相談支援センターにそのまま委託している箇所もある。そのような場所は24時間連絡体制が整っている。しかし、相談は基幹相談支援センターで受けるが、権限は市が持っているため虐待防止センターは委託しないという場所も多くある。そのような面では、委託費や人員の配置や専門性などの担保を考えるとできると思う。人口の少ない市や多い市、既にある社会資源がどの程度活用できるかなど、直営・委託の2種類というわけではなく、周りの環境も見ながら習志野式のようなものを検討できれば良いと思う。以上。

5. 委員の取組みについて (子育て支援課 奥井委員)

本日は、子育て支援課の中にある「要保護児童対策地域協議会」について、説明させて頂く。

子育て支援課は3係に分かれている。児童手当の担当、ひとり親手当の担当、企画係ではファミリーサポートセンターの事務局も兼ねている。また、予算や企画についても行っている。私がいる場所については子育て支援相談室または子育て支援相談係と言っている。そちらについては係と言ってもとても小規模で、ケースワーカーが1名と係長（奥井委員）が1名、相談員が3名である。勤務は月曜日から金曜日まで5人で勤務している。室長は課長が兼ねている。

「要保護児童対策地域協議会」という正式名称は、児童福祉法第25条にて決められており、平成16年の児童福祉法の中で改正があり定められている。話の中では「要対協」や、習志野市では「ならしのこどもを守る地域ネットワーク」など、表現は様々だが中身は同じになっている。

「要対協」を設置する背景として、児童虐待が年々増えていることが挙げられる。増加の要因としては、家庭環境の変化や社会の情勢の変化があるが、家族や地域の機能の低下もあると思われる。

習志野市として、相談ケースは毎年右肩上がりであるが、その中でも養護相談や学校からのネグレクトのケースの相談については相談件数の半数以上が虐待についてである。平成26年度の統計としては、市内相談件数の601ケースの内、326ケースが虐待の相談であった。「要対協」は独立した組織であり、やるべきことも決まっているので楽であるといえれば楽なのだが、創造性があまりなく、決まったことを行うような組織なので、あれば良いと思うサービスに余裕もなくつながることができないのが現状である。やるべきこととしては、法律の改正によって今までは児童相談所がすべての通告を受けていたが、市も通告を受けることになった。同じように通告を受けた後、安全確認と調査とアセスメントをして返事をする。「要対協」の設置になるわけだが、この後組織については説明をするが、調整機関を指定することによって習志野市は子育て支援課の相談室が調整機関となって運営会議の招集等を行っている。そこではケースの進行管理を常に行っており、会議が必要と判断した場合は会議の参加を促すなどの連携をしている。

法改正があった際に、通告に関しては虐待かどうかわからなくても通報して良いという項目が入ったのが大きいと思う。わからないと躊躇っている場合に状態が悪化したり支援が入りにくくなったりすることを懸念してこの一文が入った。もちろん匿名でも良いのと、実際確認して虐待でなくても良いとされている。

虐待の定義や種別は、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、放任型虐待（ネグレクト）がある。虐待をしている側としては、子どもを実際に養育している者からの虐待が虐待とあたることになる。

身体的虐待は殴る、蹴る、乳幼児を激しく揺さぶる、身体に被害を加えることである。心理的虐待は、兄弟間の差別や無視、DVがあるような家庭ではDVが行われている場面を子どもが見ることは心理的虐待になる。性的虐待は子どもへの性交、性的暴力、性的行為の強要、被写体の対象にするなどである。兄弟間の性的虐待は監督をしていないとして、形としてはネグレクトとなる。児童相談所はネグレクトの中に性的虐待が入っていないか別統計をとっている。

習志野市で現在一番多いのは、心理的虐待である。ここ数年、習志野警察署が心理的虐待を通告する。DVや夫婦喧嘩がひどくなり警察を呼ぶと、子どもがいたという場面になると親に心理的虐待になることを説明し、中央児童相談所に通告をしている。現在は心理的虐待、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待の順で多くなっている。ネグレクトについては、子どもの所属機関から挙がってくることが多い。なかなか改善するのが難しく、ネグレクトは難しいケースだと感じている。

要保護段階の表が資料の6ページとなるが、「要対協」の対象となるのは中度・軽度の部分である。重度になってしまうと、警察・児童相談所・施設が関わってくる。基本的にファミリーサポートセンターや健康支援課が母子保健として行うサービスは発生予防に力を入れてきたいと動いている。

通告の流れだが、相談室で相談を受け、受理会議を開催する。基本的に通告を受けてから48時間以内に開催となっているので、「緊急受理会議」「情報収集・調査」「支援方針の決定」は同時に行うことが多い。安否確認に対しては、所属機関があればその日來ているか、傷の痕はどうなっているか、普段の親子関係はどうなのか等、聞き取り調査を行う。情報収集をしていく中で、健康支援課に「検診に来ているか」や「予防接種の状況」を聞くなどしている。重篤なケースだと考えられる場合は市の相談室は児童相談所に援助依頼を出す。援助依頼はここ3年間でそこまで出していないが年間7、8件出している状況である。地区担当の相談員と私の2人体制で現地に訪問に伺うか、所属機関で確認を行い支援方針の決定をする。母子保健を絡めての支援や、所属機関をつくるなどして支援をしていく。そして、検討を繰り返し、支援をすることで終了になるがなかなか終了しないのが現状である。

次に組織であるが、「ならしの子どもを守る地域ネットワーク」は「要保護児童の適切な保護等を図るために、必要な情報交換を行うとともに要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う」となっている。ネットワーク内は必要な情報を適切に扱い迅速対応するということが大前提であり、このネットワークがあることによって迅速な確認ができ、アセスメントの大きな役割を果たす。

個人情報に関しても法の中で要保護児童対策地域協議会の守秘義務という項目があり、協議会の職務により知りえた情報はネットワークに入っている人達は守秘義務を負うことになる。罰則規定もある。医療機関への確認が必要な場合は情報提供や意見を求めるということで必要に応じて情報提供を求める場合もある。

「要対協」は3層構造になっており、「代表者会議」、「実務者会議」、「個別支援会議」がある。個別支援会議はいわゆるケース会議で、ケースについて今後どうしていくか確認していく会議である。定期的で開催しているが、月に1回や安定しているケースだと半年に1回や1年に1回になる。年間40回～60回開催している。関係機関の皆様に出席をお願いしているので是非その際はお願いしたい。実務者会議は庁内の課長クラスが委員となっており、2ヵ月に1回開催されている。ここではシートを使って定期的な情報交換と進行管理、新規ケースの確認などを行っている。こちらの情報を再度確認することができるのと他課からの情報を得ることができている。代表者会議は関係機関の長クラスの方に参加頂き、年に2回開催する。年間の事業報告や次年度の事業内容の検討の確認などを行う。関係機関としては、警察、民生・児童委員、健康支援課、保育所・幼稚園・子ども園、健康福祉センター、児童相談所、中核地域生活支援センター、学校・教育委員会、障がい福祉課・生活相談課、医療機関、民間団体などの多くの機関の協力を得て行っている。

最後に、今年の7月に国の方で189（いちはやく）という3桁ダイヤルを決めた。掛けた場所の管轄から繋がるようなので、違う場所にかかった場合は当事者が住んでいる管轄に繋げてもらえるという話は聞いている。以上。

（あじさい療育支援センター 中神委員）

あじさい療育支援センターは、小学校に通学する前の未就学の児童が利用する施設である。平成23年3月までは「あかしあ学園」という主に知的障がい児の通園施設と「あじさい学園」という肢体不自由児の通園施設があったが、平成24年4月にその2つの施設が統合して「あじさい療育支援センター」となった。名称を変更して3年が経過している。名称の変更理由は、法律の改正で通所と入所の枠組みの中で一元化が図られたためである。また、所管が都道府県から市町村に移り、千葉県から習志野市に移管され、通園施設から障害児通所支援事業所という形態になった。

障害児通所支援は、旧あかしあ学園が福祉型児童発達支援、旧あじさい学園が医療型児童発達支援となっている。対象と内容については資料の通りとなっている。名称が変更しただけであり、中身の変更は無い。

児童発達支援は2つの型に分けられている。1つが「児童発達支援センター」、もう1つが「児童発達支援事業」である。「児童発達支援事業」は習志野市では『希望の虹』や『まめの木』が行っている。あじさい療育支援センターは「児童発達支援センター」となる。「児童発達支援センター」は地域の中核的な役割を担う施設としての機能を担う必要がある。あじさい療育支援センターでは、平成24年4月から「児童発達支援」、平成25年4月に「相談支援」を始め、平成27年の8月から「保育所等訪問支援」を実施することで、「児童発達支援センター」としての機能を整えることとなった。

あじさい療育支援センターを利用するためには、「相談支援事業」による計画相談を実施し、市町村から支給決定を受けて受給者証を取得する必要がある。計画相談を実施する相談支援専門員を私は行っている。

あじさい療育支援センターの相談支援事業の対象者は、あじさい療育支援センターの福祉型児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業を利用、もしくは利用を希望する知的、肢体等に障がい等のある児童で、平成27年11月現在では、相談支援利用契約者数60名、相談支援専門員2名となっている。基本的にはあじさい療育支援センターを利用している児童が対象者となっているが、現在は暫定的に就学後や幼稚園や保育園に入園された方に対しても支援を継続している。

福祉型児童発達支援と医療型児童発達支援の目的は資料の⑧のとおりだが、計画相談の支給決定を受けた後に福祉型児童発達支援と医療型児童発達支援の契約と利用が可能になる。福祉型児童発達支援は知的障がいや自閉症、ダウン症の診断を受けている方や診断名が無く療育手帳をお持ちでない児童もいる。医療型児童発達支援は、歩行が確立していないダウン症の方や水頭症、脳性まひ、気管切開など多種多様な障がいを持っている児童とその保護者の方が利用されている。医療型児童発達支援に関しては親子での通所になっている。

療育方針については、小さな児童なので訓練というよりも楽しい活動の中から成長を促していこうという方針があり、療育目標についても「楽しい経験を積み重ねながら生活力を育てる」を目標に主に生活力を高める運動に力を入れて取り組みをしている。

クラス編成は、資料⑩のとおりである。年齢別を基本としているが、その年の年齢構成によって変わることもある。

あじさい療育支援センターでの支援については、個別の課題把握をした個別指導計画及びひまわり発達相談センターにて作成した乳幼児個別支援計画に基づき実施していく。計画は、生活・社会性・あそび（運動）の観点で課題を捉えている。その課題に対して目標・ねらい、配慮・手だてをしていく。ねらいを立てるにあたっては発達検査を行うなど客観的な要素を取り入れている。個々の課題については、障がいによるものや発達の遅れによるものも多くあるが、それに伴う経験の不足も大きいと思われる。

具体的な療育内容については、資料⑫のような内容を通じて活動を行っている。個別的な課題は様々だが、保育所や幼稚園と同年齢の児童なので基本はあそびなどの楽しめる内容から取り組みをしている。活動は同じでも取り組む方法や手段を絵カードや写真カードなどを使用してわかりやすくすることや、時間をかけながら丁寧に行うなど工夫をしながら取り組みをしている。その他、普通の幼稚園や保育所と同様に運動会やお楽しみ会等の行事も実施している。

療育の中であじさい療育支援センターが大切にしていることは、1つ目が「スモールステップ」で、できることや好ましい行動を一つずつ増やすことである。2つ目が褒めることであり、良いところやできたことを認めることを大切にしながら療育を行っている。

あじさい療育支援センター利用後については、平成25年度及び平成26年度、どちらにおいても少なからず保育所や幼稚園に入所・入園される方がいる。なぜなら、保護者の方は本来、あじさい療育支援センターでのサービスを望んでいるのではなく、保育所や幼稚園での保育や教育を望んでいるためである。小さい頃から療育を受けている障がいのある児童は一つ一つの小さな積み重ねで成長を遂げていく。すなわち、できなかったことをできるようにすることを他の児童の何倍もの時間と努力を使って成長していく。だからこそ、福祉や療育に関わる我々が連携をとって社会の中でソーシャルインクルージョンについての理解を深めていくことが必要ではないかと思う。こどもは必ず大人になる。より良い社会生活を営めるようになるためには本人の努力でできることには限界がある。そこに寄り添い理解を示してくれる人たちが周囲にどれほどいてくれるか、個人と社会を繋いでくれる人がどれほどいてくれるか、継続的にいて支援をしてもらえたなら心強いのではないかと思う。以上。

(松尾会長)

何か質問等あるか。

(内山委員)

あじさい療育支援センターの医療的ケアの必要な児童が母子通園になっていることで、小さい頃は仕方がないとしても、幼稚園の世代になった時に母子分離の時間、母親のレスパイトの時間ができないかと要望書を挙げた覚えがあるがその後、看護師の研修など、母子分離が進むような取り組みはどのようになっているか。

(中神委員)

提言を受けたことで今年度より看護師や職員で病院へ医療的ケアの必要な方への対応について、研修を受けに行った。医療的ケアの必要な方の保護者に対するレスパイトの意味も含めて取り組みを進めていくことを来年度のあじさい療育支援センターの重点目標として挙げている。

(松尾会長)

他に質問は無いということでよろしいか。

それでは、第3回習志野市障がい者地域共生協議会を閉会とする。お疲れ様でした。

所管課

障がい福祉課

TEL：047-453-9206

(内線 215)

FAX：047-453-9309